

令和2年度人権教育・啓発中央省庁連絡協議会ヘイトスピーチ対策専門部会
(議事要旨)

日 時：令和2年10月30日(金)午前10時～午前11時50分

場 所：法務省地下1階人権擁護局会議室ほか(Web会議により実施)

出席者：

(関係省庁) 法務省人権擁護局総務課長, 警察庁警備局調査官, 総務省自治行政局選挙部選挙課理事官, 総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課長, 外務省総合外交政策局人権人道課首席事務官, 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課課長補佐

(地方公共団体) 東京都, 東京都中央区, 東京都新宿区, 神奈川県, 川崎市, 大阪府, 大阪市, 京都府, 京都市, 兵庫県, 神戸市, 尼崎市, 福岡県, 福岡市の各職員

概 要：

1 開会

2 議事

(1) インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた取組について
関係省庁及び地方公共団体から配布資料に沿って説明された。

○法務省

- ・ 平成31年3月8日付け法務省人権擁護局調査救済課長依命通知「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」における集団等に向けられたインターネット上の不当な差別的言動の事案の違法性に関する考え方の解説を内容とする地方公共団体向け参考資料「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報(その3)」について説明。
- ・ 関係行政機関との一層の連携を図る観点から、インターネット上の人権侵害情報に関する情報提供について説明。

○総務省総合通信基盤局

- ・ ヘイトスピーチを含むインターネット上の違法有害情報への対応について、通信関連の事業者団体が策定している契約約款モデル条項の解説において、いわゆるヘイトスピーチが禁止行為に含まれる旨が明記されるよう事業者団体への支援を行ったほか、インターネット上の人権侵害情報への対応について、法務省とともに、事業者との意見交換・情報共有を行っていることについて説明。
- ・ 令和2年9月に総務省において取りまとめた「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」の内容について説明。

○神奈川県

- ・ 令和元年5月から実施しているインターネットモニタリングに係る取

組、令和2年1月から実施している弁護士による専門相談窓口の開設、今後実施を予定しているリスティング広告の取組について説明。

○兵庫県

- ・平成30年7月から実施しているインターネットモニタリングに係る取組、イベントや啓発誌を通じた差別的な書き込みの抑止に向けた啓発活動について説明。

○尼崎市

- ・平成22年度から実施しているインターネットモニタリングに係る取組、削除実績等について説明。

(2) ヘイトスピーチの解消に向けたその他の取組について

関係省庁及び地方公共団体から配布資料に沿って説明された。

○法務省

- ・法務省の人権擁護機関で取り扱った人権侵犯事件のうち、選挙運動におけるヘイトスピーチに関する事案の概要と、これを受けて行った地域啓発の取組について説明。

○警察庁

- ・右派系市民グループによるデモの件数等について報告（令和元年は約20件を把握）。

○外務省

- ・令和2年5月8日に国連グテーレス事務総長から表明された新型コロナウイルス感染症に関連したヘイトスピーチに対抗するためのグローバルアピールの概要について説明。

○文部科学省

- ・各種会議や研修の場における人権教育担当者等へのヘイトスピーチ解消法の周知、全国の高等学校への法務省作成ポスターの配布、外国人の人権尊重に関する教育実践事例・指導資料の文科省ウェブサイトへの掲載、人権教育研究推進事業の実施等の取組について説明。

○東京都

- ・平成30年10月制定の「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づく取組として、第三者機関として設置された審査会におけるヘイトスピーチの認定・公表の状況について説明。

○神奈川県

- ・イベントでの啓発や人権週間に合わせた交通広告・デジタルサイネージ等による啓発、教職員向けの啓発冊子の配布等の取組について説明。

○川崎市

- ・令和2年7月に全面施行された「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の制定経緯、施行後の状況、課題のほか、インターネット表現活

動に係る拡散防止措置・公表の取組について説明。

○大阪府

- ・ 令和元年11月に施行された「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」の制定経緯，周知啓発の取組について説明。

○大阪市

- ・ 平成28年7月に全部施行された「大阪市ヘイトスピーチの対処に関する条例」の運用状況として，「大阪市ヘイトスピーチ審査会」の調査審議の進捗等について説明。

○福岡県

- ・ 福岡法務局，福岡県人権擁護委員連合会を含む関係機関と連携したポスターの作成・掲示，地元サッカーチームの人権啓発マッチにおける動画放映等の取組について説明。

(3) 意見交換・質疑応答

地方公共団体からの意見・質問に基づき，意見交換・質疑応答を行った。
主な意見は以下のとおり。

- ・ 国や地方公共団体がヘイトスピーチを行う発信者の情報開示請求をすることや，強制力を伴う削除要請を可能とすること，プロバイダによる削除行為の免責規定を設けること等に関する法整備を行うべきではないか。
- ・ ヘイトスピーチに該当する言葉，表現等を特定した通知を発出してはどうか。
- ・ 選挙運動，政治活動等として行われる不当な差別的言動への対応について，国として統一的な基準を発出してはどうか。
- ・ 不当な差別的言動に対し，公の施設の利用制限について国がガイドラインを策定してはどうか。
- ・ 罰則等の法改正を含め，不当な差別的言動について，国が統一的に実効性のある対策を講ずるべきではないか。

3 閉会

～以上～